

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：警備業法

根 拠 条 項：第48条

処 分 の 概 要：警備業者に対する指示

原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：

別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり

問 い 合 わ せ 先：

備 考：